

社会復帰促進等事業に係る目標管理に関する基本方針

1. 基本方針策定の趣旨

社会復帰促進等事業については、平成17年度より目標管理を実施しているが、平成19年に行われた旧労働福祉事業の見直しについての労働政策審議会の建議において、「PDCAサイクルで不断のチェックを行い、その事業評価の結果に基づき、予算を毎年精査するとともに、合目的性と効率性を確保するため、各事業の必要性についての徹底した精査を継続的に実施する」こととされたところである。

社会復帰促進等事業に係る目標管理については、今後、PDCAサイクルによる事業のチェックをより実効性のあるものとするとともに、目標管理を効率的に行うため、目標管理の在り方に関する基本的な考え方を基本方針として策定するものである。

2. 具体的な目標管理の在り方

① 基本的な考え方

- ・ 目標は、アウトカム指標を用いて設定することを原則とし、質と量の両面を評価する観点から、可能な限り複数の目標を設定する。
- ・ 用いる指標については、当該指標とする理由及び設定水準の考え方（なぜそのような水準なのか）を明らかにする。なお、前年度目標を達成した上で、その翌年度の目標を前年度と同水準に設定する場合には、既に相当高い目標設定を行っている場合を除き、その理由を明らかにする。
- ・ 設定した目標については、翌年度の6月下旬に実績を把握した上での評価を行うので、その時期までに実績が把握できる指標に限るものとし、その上で計画的に事業を実施する。

② 事業の性質に応じた目標管理の実施

目標を設定する事業の性質に応じて、イ. 重点的目標管理、ロ. 複数年度目標管理、ハ. その他の事業に係る目標管理に区分して、目標の設定を行う。

イ. 重点的目標管理

- ・ 新規事業、政策的に重要な位置づけを持つ事業、事業創設後一定期間が経過しているが事業の点検が必要な事業等が対象（労災管理課で選定）
- ・ 利用者の利用しやすさや周知広報が適切に行われているかといったことについても評価する観点から、事業主からのアンケート調査等により利用者等のニーズに関する何らかの実態把握を行うこととし、アウトカム指標に加え、その実態に関する指標も目標として設定

ロ. 複数年度目標管理

- ・ 効果を検証するまでに期間を要する事業等が対象（労災管理課で選定）

- ・ 期間は原則として3年とし、設定期間の途中年度においては、事業の実施状況等について毎年度モニタリングを実施
- ・ 目標設定の前提となる事情の変更が生じた場合には、適宜目標の見直しを行うことは可能とする

ハ. その他の事業に係る目標管理

- ・ イ、ロ以外の事業が対象
- ・ 単年度ごとに目標を設定

③ 評価

イ. 評価の際の要因分析

事業の評価を行うに当たり、要因分析を重視する観点から、目標の達成、未達成を問わず、当該目標の達成（未達成）の理由（原因）、改善すべき事項その他今後の課題等を整理し、評価の根拠を明確にする。また、必要に応じて、同様の目的を持つ他の事業との比較等についても評価の対象とする。

ロ. 評価の予算への反映

目標達成度や事業実績等を踏まえ、当該年度（複数年度目標管理を行う事業については最終年度）における評価を翌年度の6月下旬～7月上旬に行い、翌々年度の概算要求に反映することとする。

④ その他

イ. 新規事業

平成21年度以降に新規予算要求を行う社会復帰促進等事業については、概算要求の前の段階（6月下旬～7月上旬）で、社会復帰促進等事業で行うことの必要性等の観点から担当課からのヒアリングを行い、仮に予算が成立した場合に設定する目標の在り方についても確認を行う。なお、事業規模については、平成19年度予算編成における社会復帰促進等事業の見直しにおいて、3,500万円以下の事業を整理・廃止したことを踏まえて検討する。

ロ. 独立行政法人の行う事業に関する目標

独立行政法人が行う事業に関する目標について、独立行政法人通則法に基づき主務大臣が定める中期目標も考慮して目標設定を行うこととする。また、目標期間の途中年度で達成している場合等については、必要に応じて、中期目標にかかわらず新たな目標を設定する。